

浄化槽使用者（管理者）の変更手続き

◇亡くなった方が浄化槽を使用（管理）されている場合は、変更届出が必要です。

受付窓口

浄化センターともべ1階 下水道課、本所 環境政策課、笠間支所 地域課、岩間支所 地域課

期限

早めにお手続きください。

飼い犬

犬を飼っていた方が亡くなったとき

◇引き続き市内に居住する家族が飼う場合、犬の登録変更が必要になります。

◇市外に居住する家族が飼う場合、居住地の市町村で犬の登録が必要です（転入の手続き）。

受付窓口

本所 環境政策課、笠間支所 地域課、岩間支所 地域課

期限

早めにお手続きください。

住宅関係

市営住宅の手続き

◇亡くなった方が市営住宅に入居していた場合、次の手続きが必要です。

- ◆亡くなった方が名義人で、同居者が新たな名義人となる場合
承継承認が必要です。承継する場合には、名義人として必要な要件があります。
- ◆名義人ではない、同居の方が亡くなった場合
異動届出が必要です。
- ◆市営住宅を退居される場合
 - ・明渡届出をしていただくほか、立会いのもと退居検査が必要となります。退居検査前までには、畳表の張替え、ふすまの張替え、入居者が破壊した部分の修繕などを行っていただきます。また、家具類の搬出のほか、入居中に取付けたエアコンなど機器類の取外しや処分を行ってください。
 - ・電気・ガス・水道などは使用停止の手続きをしてください。
 - ・月の途中で退居したときの家賃は日割りとなるほか、未納家賃などがなければ、入居時にお預かりした敷金を返還します。

持ち物

手続きの種類によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

笠間支所 市営住宅窓口 ☎ 0296-72-6115（直通）

期限

早めにお手続きください。